

島生企甲第1058号  
島少対甲第141号  
令和2年3月24日

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

最終改正 令和3年3月24日

島根県警察本部長

島根県警察まちの安全指導員運用要綱の制定について（例規通達）

まちの安全指導員（以下「指導員」という。）については、島根県警察まちの安全指導員運用要領の制定について（平成21年3月4日島生企甲第1081号、島少甲第90号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、その後の情勢の変化に対応するため、指導員の配置、勤務内容、勤務要領等について見直し、新たに別添のとおり「島根県警察まちの安全指導員運用要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧例規通達は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

## 島根県警察まちの安全指導員運用要綱

### 1 趣旨

この要綱は、島根県警察まちの安全指導員（以下「指導員」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 身分

指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### 3 任用

(1) 指導員の任用にあつては職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）に、勤務等あつては会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(2) 指導員は、地方公務員法第16条の規定に該当しない者で指導員として適性を有するものの中から任用するものとする。

### 4 任期

指導員の任期は、1年以内とする。ただし、任期を終えた指導員の再度の任用を妨げない。

### 5 配置警察署

指導員を配置する警察署（以下「配置警察署」という。）は、松江警察署、雲南警察署、出雲警察署、大田警察署、浜田警察署及び益田警察署とする。

### 6 兼務警察署

指導員は、次に掲げる業務を兼務する警察署（以下「兼務警察署」という。）においても勤務するものとする。

(1) 松江警察署を配置警察署とする指導員 安来警察署

(2) 雲南警察署を配置警察署とする指導員 松江警察署及び出雲警察署

(3) 大田警察署を配置警察署とする指導員 川本警察署

(4) 浜田警察署を配置警察署とする指導員 江津警察署

(5) 益田警察署を配置警察署とする指導員 津和野警察署

### 7 職務

指導員は、配置警察署の署長（以下「配置警察署長」という。）及び兼務警察署の署長（以下「兼務警察署長」という。）の指示を受け、次の表に掲げる職務を行うものとする。

職 務	職 務 の 詳 細
1 通学路の合同点検の徹底並びに環境の整備	(1) 通学路における危険箇所点検の企画、支援及び指導

及び改善	(2) 街頭防犯カメラの設置促進、保守及び点検
2 多様な担い手による見守りの活性化	(1) 「ながら見守り」をはじめとする防犯ボランティア活性化活動 (2) 防犯ボランティア（青色防犯パトロール）活動等の支援 (3) 共同パトロールによる実地指導 (4) 「子供110番の家」の周知及び活性化活動
3 子供の危険回避に関する対策の推進	(1) 防犯教室、不審者対応訓練等の企画及びそれらにおける指導 (2) 安全マップ作成補助

## 8 勤務の指定

(1) 配置警察署長は、兼務警察署長と調整の上、月の勤務日数を指定すること。この場合において、兼務警察署における指導員の勤務日数は、当該月における指導員の総勤務日数の半分を超えないものとする。

### (2) 勤務時間

指導員は、別表の勤務例及び配置警察署長と兼務警察署長が調整の上指定した勤務指定により勤務するものとする。

## 9 指導監督

(1) 指導員の指導監督は、配置警察署長の命により配置警察署の生活安全（刑事）課長が行うものとし、生活安全係長は生活安全（刑事）課長を補助するものとする。

(2) 配置警察署長と兼務警察署長は、指導員の指導監督に際し、緊密に連携するものとする。

## 10 勤務上の留意事項

指導員は、勤務に当たり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 配置警察署及び兼務警察署の生活安全（刑事）課（係）員と緊密に連携すること。

(2) 常に服装及び態度を端正にして品位を保持するとともに、言語態度に注意して勤務すること。

(3) 特異な事項については、速やかに配置警察署長に報告すること。

また、この場合において特異な事項の発生地を管轄する警察署が兼務警察署である場合は兼務警察署長に対しても報告すること。

(4) 活動に当たっては、市町村、防犯協会、市教育委員会、学校、地域安全推進員、防犯ボランティア団体等と連携及び協働すること。

## 11 身分証明書

- (1) 生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、指導員にまちの安全指導員身分証明書（様式第1号）を交付するものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、身分証明書を交付したときは、まちの安全指導員身分証明書受領書（様式第2号）に指導員の受領印を徴し、これを生活安全部生活安全企画課において保管するものとする。
- (3) 指導員は、職務に関し、身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- (4) 身分証明書は、退職し、又は解任されたときは、これを生活安全企画課長に返納しなければならない。
- (5) 生活安全企画課長は、島根県まちの安全指導員身分証明書交付台帳（様式第3号）を備え付け、身分証明書を交付し、又は返納を受けたときはこれに記録して、身分証明書の出納状況を明らかにしておくものとする。
- (6) 指導員は、破損、紛失等により身分証明書の再交付を受ける必要性が生じたときは、遅滞なく島根県まちの安全指導員身分証明書再交付申請書（様式第4号）にその理由を記載して、生活安全企画課長に対し再交付の申請をしなければならない。

## 12 研修

生活安全企画課長、配置警察署及び兼務警察署長は、指導員に対し、職務を的確に遂行するための研修、教養等を行わなければならない。

## 13 報告

- (1) 指導員は、勤務が終了した都度、当日の活動結果を勤務日誌（様式第5号）に記載し、速やかに配置警察署長（兼務警察署で勤務したときは、兼務警察署長）に報告すること。
- (2) 指導員は、毎月、業務集計表（様式第6号）を作成し、翌月10日までに配置警察署長を経由して生活安全企画課長に提出するものとする。

別表 〔略〕

様式 〔略〕